

# 駒ヶ林フットボールクラブ運営経費細則

## 第1条 (運営必要経費)

事務通信費や会議費等、クラブ運営に必要な経費については、クラブ運営費から支出し、その他特別な支出については、指導者三役の判断で支出する。

## 第2条 (大会参加費 及び 交通費)

兵庫県サッカー協会と神戸市サッカー協会（以下「サッカー協会」という）、南地区主催の大会や行事、およびそれに準ずる大会や行事の参加費は、クラブより支出。交通費は参加チームのチーム費より支出する。それ以外の他団体主催の大会や行事参加費と交通費は、参加チームのチーム費から支出する。

- 2 準じる大会と行事とは、サッカー協会から大会案内が配信され後援・共催等にサッカー協会名が入っている大会と行事。

## 第3条 (クラブ及び、チーム主催の行事)

クラブ主催の大会、行事費用は、クラブより支出する。

- 2 チーム単独で開催の大会や行事の費用は、当該チームのチーム費より支出する。

## 第4条 (登録費)

クラブ登録費とチーム登録費はクラブから支出し、個人登録費は個人負担とし、年1回3900円を徴収する。登録のための振込代金はクラブより支出する。

登録費の内訳

少年リーグ	700円	日本サッカー協会	700円
兵庫県サッカー協会	500円	神戸市サッカー協会	300円
モービークラブ	1600円	少年サッカー励ます会	100円

## 第5条 (指導者経費)

次の項目についてはクラブ運営費から支出する。

- ① 受講する各種講習会、研修会費用。
- ② サッカー協会及び地区の会議等の参加費と交通費。
- ③ スポーツ保険掛け金。
- ④ コーチ会議時の飲食費。
- ⑤ 審判ウェアの補助金として、初回購入時に限り5000円を補助する。

## 第6条 (チーム費)

チーム費として、サッカー協会登録チーム所属の選手は月掛1000円、それ以外のチーム所属の選手は月掛500円を徴収し、チーム会計が管理する。但し、徴収額の増減は必要に応じて保護者の同意を得て変更できる。

- 2 チームとして必要な物品の購入。
- 3 大会参加費、交通費は細則第2条に準ずる。
- 4 交通費とは、移動に必要な公共交通機関利用料金、レンタカー利用料金、ガソリン代、有料道路料金、駐車料金を含む費用とする。
- 5 自家用自動車とレンタカー利用時のガソリン代と有料道路料金、駐車料金はチーム会計が計算し、該当者に支払う。
- 6 ガソリン代はコンピューター地図より距離を計測し、車種を問わず、1リットルで10キロ走行

するものとして計算。支払金額は、1円単位は切り捨て、10円単位とする。ガソリン代の変動にともない、時価による金額で計算する。

- 7 チーム連絡費として、各チームの保護者代表には、月額500円を各チームより支出する。
- 8 余剰金が出た場合は、当該チームで用途を協議する。不足が出た場合は、当該チームで臨時徴収する。
- 9 会計報告は年度末にチーム内で行う。

#### 第7条 (遠征・合宿)

遠征・合宿にかかる費用は個人負担とする。

- ① 合宿にかかる費用は月額1000円を積み立てる。
- ② 遠征にかかる費用は、チーム内で協議する。
- 2 担当コーチ2名と付添い保護者2名の費用は、当該チームから支出する。
- 3 前2項以外のコーチと保護者、及びチーム構成選手以外の参加希望の選手は実費とする。
- 4 不足が出た場合は当該チームで臨時徴収する。

付則	平成21年	3月	制定
	平成22年	5月	改定
	平成24年	4月	改定
	平成26年	10月	改定
	平成28年	5月	改定